



自治基本条例を制定しました

この条例は、平成十六年から検討を始め、提言書や骨子などについてのパブリックコメントや説明会を経て、議会の意見も反映して、平成十八年十月一日に制定しました。

平塚市のまちづくりは、日ごろの市民のみなさんの様々な活動によって支えられています。このような日々の活動の中で積み重ねられてきた、自治の仕組みなどを、条例という形で明文化したもので、平塚市の自治の基本を定めたものです。

自治の基本は情報共有と参加、協働

地方分権が進み、「国と自治体は上下(主従)の関係」という時代から、「国と自治体は、対等、協力の関係」という時代に変わりました。

社会が大きく変わる中で、自治体には「自己決定、自己責任」による自治を進めていくことが求められています。

一方、地域で生活していくうえでの様々な課題を、自ら解決し、豊かに暮らせる社会をつくるうち、自治会などの活動をはじめ、多種多様な市民活動が活発に行われるようになってきています。

このようなまちづくりへの活動意欲や参加意識の高まり

わたしたちのまちの“憲法”

平塚市の自治の基本ルールとなるこの条例は、様々な条例やまちづくりの計画など、具体的な施策を行っ

の中で、市民、議会、行政が、お互いにまちづくりに関する情報を共有し、参加と協働によって自治を進めていくためには、平塚市としての自治の基本ルールを定めることが必要と考えました。このため「条例」という形で明文化し、法規範として定めることにしたものです。

自治基本条例はほかの自治体でも制定が進められ、現在

自治基本条例により...

今まで以上に、市の事業の計画策定から実施まで、様々な段階で市民のみなさんがまちづくりに関わったり、地域の課題について主体的に取り組んだりすることができます。

情報の共有

- ・計画の段階から議会、行政が情報を提供します。
- ・市民が情報を得やすい環境にします。

市民の参加

- ・計画の段階から意見を表明できます。
- ・審議会などに市民のみなさんが参加できます。

協働のまちづくり

- ・市民のみなさんはまちづくりの主体です。
- ・議会、行政と市民が役割を分担して、まちづくりに取り組みます。



まちはわたしたちのもの

市民のみなさんが『まちはわたしたちのもの』という認識を高め、積極的にまちづくりに関わっていただきたいという思いから、自治の基本理念とまちづくりの指針を定めることが大切だと考えてきました。このことから自治基本条例制定への思いは強く、作る過程も市民の自治力を高めることにつながるように、市民、学識経験者、市内の団体など多くの方々に参加していただきました。



市長 大蔵律子

この条例には、「自らのまちは自ら治める」という原則が根底に流れています。その意味で、今後、自治組織や市民活動団体、企業などが、日常生活を支える自治の担い手となって、地域を盛り立ててほしいと思います。市民、議会、行政が、それぞれの特性や役割をいかして対等な立場で連携し、協力してまちづくりを進めていきましょう。

今よりも市民ひとりひとりの力が発揮されるよう、この条例に掲げられた様々なルールを基に、わがまち平塚を輝かせていきたいと考えています。

全国で約六十の自治体が制定しています。神奈川県内でもすでに川崎市、大和市、愛川町が制定し、神奈川県をほじめ藤沢市や茅ヶ崎市、寒川町などが制定に向けて取り組んでいます。

ていく際の方向性を定めているため、ほかの条例や規則は、この条例の趣旨を尊重し整合を図りながら策定・運用されることとなります。

このようなことから、この条例はいわば、わたしたちのまち平塚の“憲法”といえます。まちづくりの担い手である、市民、議会、行政で、この条例を大事に守り育てていきたいと思います。

“幸せに暮らすまち”への仕組みづくり

この条例では、市民の「参加」と市民、議会、行政による「協働」、そして、参加と協働の前提となる「情報共有」を自治の基本原則としています。

フォーラムを開催します

この条例を今後いかしていくために、様々な取り組みを進めていきます。その第一弾として、フォーラム「市民が主体のまちづくりに向けて」を開催します。ぜひ、ご参加ください。詳しくは四面をご覧ください。